

令和7年度 すだちくん「とくしま魅力」発信事業（関西）  
受託者募集要領

## 1 業務概要

### (1) 委託業務名

令和7年度 すだちくん「とくしま魅力」発信事業（関西）

### (2) 目的

徳島県公式マスコット「すだちくん」について、徳島県関西本部等が開催するイベント出演時に集客力のあるパフォーマンスが行えるよう民間の知識・アイデアを活用し、イベントの集客数増加、「すだちくん」自身の魅力向上及び徳島県の認知度向上を図る。この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

### (3) 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり。

### (4) 業務実施場所

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県とする。その他の地域で出演がある場合は、受託者とその都度協議を行う。

### (5) 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (6) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

1,400千円（交通費を含む）

## 2 事業者の参加要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け2年を経過した者。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類及び提出期限

次の書類等を作成し、期日までに提出すること。

内 容	大きさ	部数
ア 参加表明書（様式第1号）	A4縦	1
イ 申込書（様式第2号） ・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー ・ 直近2期分の決算書 ・ 過去の実績（着ぐるみを使った実績資料等）	任意	1
ウ 企画提案書（様式第3号） ※別添書類の書式については任意とする。	A4縦	1
エ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号） ※委託業務に係る消費税額は10%とする。	A4縦	1

#### (2) 提出期限

- 参加表明書（上記ア：様式第1号）  
令和7年5月28日（水） 午後5時必着
- 申込書、企画提案書、見積書（上記イ、ウ、エ：様式第2、3、4号）  
令和7年6月4日（水） 午後5時必着

#### (3) 提出方法

持参（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）、郵送及びメールで受け付ける。メールで送信した場合は徳島県関西本部に着信確認の電話をすること。

## 4 審査及び結果通知

### (1) 選定方法

徳島県関西本部内に設置する選定委員会において、事業者より提出された企画提案書を基にヒアリングを行い総合的に評価し、1者を選定する。

### (2) 選定委員会実施日時

令和7年6月中旬を予定。(日時は別途通知する。)

### (3) 選定委員会開催方法

事務局が指定する場所において、対面でのプレゼンテーション及びヒアリングを原則とするが、県が認めた場合には、対面でなくウェブシステムを活用して実施することも可とする。

### (4) 選定基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

#### ①提案内容の実現性

事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか。

#### ②すだちくんの運用

すだちくんに運用して徳島県をPRできる内容となっているか

#### ③すだくんに活用したPRグッズの作成

すだちくんのPRグッズやその他の提案はすだちくんおよび徳島県をPRするものとなっているか

#### ④見積価格

積算に妥当性があるか

#### ⑤過去の実績等

着ぐるみイベント等の実績はあるか

(5) 選定結果については、企画提案書提出者全員に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。

(6) 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

## 5 応募に際しての留意事項

### (1) 企画提案書の取扱い

ア 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、当該事業者に無断で二次的な使用は行わない。

### (2) 企画提案書作成に当たっての留意点

ア 提案書は1社1案とする。

### (3) 次に該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合  
オ その他不正な行為等があった場合

(4) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

(5) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

## 6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年5月28日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出

質問は文書によるものとし、書面持参、FAX、メールのいずれかの方法で提出すること。FAX、メールの場合は、電話により着信確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

参加表明書を提出した者に対し、FAX、メールのいずれかの方法により回答する。

### ○ 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島県関西本部 企画連携担当

〒542-0081 大阪府中央区南船場3-9-10 徳島ビル4階

電話番号 06-6251-3273

F A X 06-6251-3380

メール kansaihonbu@pref.tokushima.lg.jp